現在の位置: $\underline{h \cdot y \cdot x - y} > \underline{c \cdot b \cdot b \cdot b \cdot h} > \underline{\pi \cdot b \cdot x \cdot h} > \underline{x \cdot$

刈谷市地域猫活動補助制度

ページID1010916

更新日 2024年9月18日

地域猫活動とは?

地域に住み着いている飼い主のいない猫を、地域住民の合意と協力のもと、適正に飼養・管理することで、飼い主のいない猫の数を増やさないようにする活動です。

地域猫活動説明用チラシ (PDF 344.5KB) □

地域猫活動団体制度

地域猫活動の取組

- 1. 不妊・去勢手術を行う
- 2. 適切な餌やりをする
- 3. 餌やり場の清掃・管理をする
- 4. トイレ等を設置し、ふん尿の始末を管理をする
- 5. 地域で協力し、1~4を継続して実施する

対象団体

愛知県策定の「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づく活動を実施する地域猫活動団体 (ボランティア団体や自治会等)

地域猫活動団体の登録要件

- 1. メンバーが3人以上いること(同一世帯でない3人以上で、うち2人は猫が生息する地域の住民であること)
- 2. 活動場所に関する承諾を得ていること
- 3. 事前に市の承認を受けていること

団体登録手続きの流れ

1. 団体登録

次の書類を窓口にお持ちください。

- 1. 地域猫活動団体登録申請書(様式第1号)
- 2. 団体メンバーの住所及び氏名が分かるもの
- 3. 活動場所の自治会及び活動場所に関する承諾書(様式第2号)

2. 登録承認

書類を確認し、団体登録承認または不承認の通知を送付します。

3. 活動実施

愛知県策定の「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づき、地域猫活動を実施します。

- ※ 登録団体には、飼い主のいない猫を捕獲するための捕獲器の貸し出しを行っています。
- ※ 登録団体には、以下の腕章をお配りしています。
- ※ 地域猫活動報告書を、次年度4月末までに提出してください。

所有者のいない猫の適正管理マニュアル (PDF 700.4KB) □



地域猫活動用腕章

地域猫活動補助制度

刈谷市地域猫不妊・去勢手術費補助金

1. 補助金額

不妊手術 一匹につき 上限10,000円

去勢手術 一匹につき 上限 5,000円

※不妊・去勢手術に要した費用

<u>刈谷市内の協力病院一覧表 (PDF 94.7KB)</u> □

2. 申請時期

手術実施後(手術日の属する年度内)

※ 申請は郵送ではなく、直接環境推進課窓口までお持ちください。

3. 交付申請

管理している猫の手術後に、次の書類を窓口にお持ちください。

- 1. 地域猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書(様式第6号)
- 2. 手術に要した費用が分かる領収書
- 3. 地域猫調査票(手術後の猫の写真を添付してください)
- 4. 地域猫活動団体解散・登録事項変更届 (様式第4号) (代表者の変更があった場合)
- 5. 委任状(任意様式) (団体名と振込み口座名義人が違う場合)

4. 交付決定及び補助金支払い

上記 3. 交付申請 1.の書類をもとに指定の口座へ振り込みます。

5. 補助金申請状況

補助金の申請状況については下記ページにてご確認ください。

刈谷市地域猫不妊・去勢手術費補助金申請状況

さくらねこTNRチケット

さくらねこTNRチケット説明用チラシ (PDF 305.0KB) □

刈谷市は、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。 「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行いReturn/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

1. さくらねこTNRチケットとは?

「公益財団法人どうぶつ基金」が、猫の殺処分ゼロの早期実現のため、無償で提供するチケットで、チケットを使用することで指定された動物病院で1枚につき1匹の猫の不妊・去勢手術が受けられます。

2. 「公益財団法人どうぶつ基金」とは?

兵庫県芦屋市に拠点を置く公益財団法人です。飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施することで繁殖を防止し、「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、また、飼い主のいない猫に関する苦情や殺処分の減少に寄与する活動支援をしています。

公益財団法人どうぶつ基金(外部リンク) □

4. 申請受付期間

チケットは月単位で受付けますので、使用したい月の前月1日までに申請してください。

(1日が土日祝日の場合はその前日)

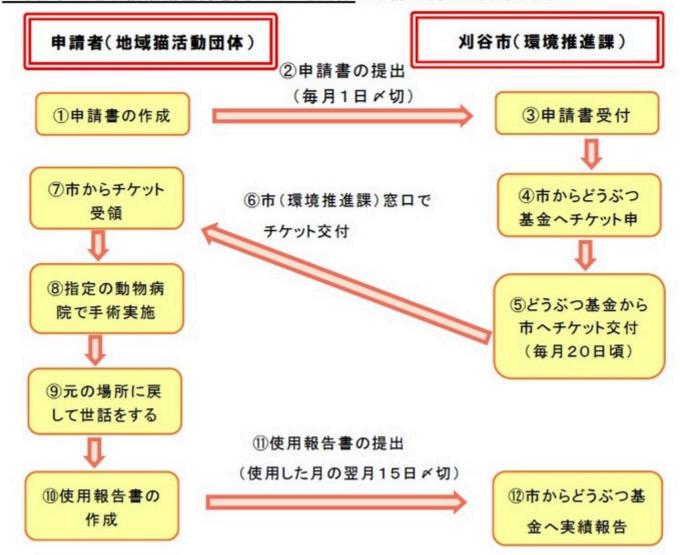
例) 10月使用の場合、9月1日までに申請

5. 交付申請

交付申請の手続きの流れは以下のとおりです。

≪チケット使用の流れ≫

刈谷市の地域猫活動登録を受けている団体に下記の流れで交付します!



6. さくらねこTNRチケットの交付や使用における主な注意点

交付を受けたチケットは、あらかじめ指定された動物病院でのみ使用可能です。 チケットを使用できる動物病院については、下記外部リンクをご覧ください。

(令和6年8月1日現在、市内にはありません)

どうぶつ基金ウェブサイト「協働病院 | (外部リンク) □

必ずしも申請した枚数のチケット交付が受けられる訳ではありません。

チケット使用の猫は「刈谷市地域猫不妊・去勢手術費補助金」を利用できません。

猫の状態等によってはワクチン接種等の別途費用が必要になる場合があります。

市からどうぶつ基金への実績報告が遅れると、どうぶつ基金からチケットの交付が受けられなくなります。使用した月の翌月15日までに必ず市へ使用報告をしてください。

注意事項

この制度は、飼い猫の不妊・去勢手術費に対する補助制度ではありません。

活動に当たっては、飼い猫を手術することが無い様に十分確認をしてください。飼い猫に手術を行った場合の責任を市は負いません。

団体登録が承認されていない時に実施した手術費用は補助対象外です。

活動後のトラブルを避けるため、地域猫活動を実施する前に、近隣の方に必ず説明してください。

団体活動場所以外の地域に生息している猫に対する手術費用は補助対象外です。

刈谷市地域猫活動関連様式

各種申請様式については下記ページよりダウンロードください。

刈谷市地域猫活動関連様式

このページに関するお問い合わせ

環境推進課

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

電話:0566-62-1017 ファクス:0566-24-3481

環境推進課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。